



# 労働保険 とは、このような制度です

## 労働保険

「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

### 労災保険

労働者が、業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたりあるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や、遺族を保護するため必要な保険給付を行なうものです。

### 雇用保険

労働者が、失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するため必要な給付を行なうものです。

当会の「**労働保険事務組合**」では

事業主の委託を受けて、事業主が行わなければならない下記の労働保険の事務処理を、事業主に代わって一括して行います。

#### ●受託できる事務の範囲

- ①労働保険料の申告や納付
- ②労働保険関係の成立・雇用保険設置届の提出
- ③労災保険の特別加入の申請
- ④雇用保険の被保険者に関する届出（労働者の入社時、退職時）など、労働保険についての申請・届出・報告に関する事務



労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

#### ●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に変わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

※事業規模等によっては受託できない場合があります。

詳しくは ☎ 381-3101 までお問い合わせください。